

平成22年6月8日

国立大学法人 一橋大学
学長 杉山 武彦 殿

平成21年度監事監査報告書

監事 渡 邊 彰



監事 二 村 隆 章



私たちは、国立大学法人法（以下「法」という）第十一条第四項の規定に基づき、国立大学法人一橋大学（以下「大学」という）の平成21年度の会計監査及び業務監査を実施した。その結果について以下のとおり報告する。

記

1. 会計監査

平成21年度（平成21年4月1日より平成22年3月31日まで）の第六期事業年度の会計監査については、期中に財務部より月次試算表につき説明を受け、特徴ある取引について、関係書類・帳票等の提示を求め、関係部署の担当者より説明を聞くなどの手続きを実施して、監査を行った。

また、会計監査人を含めた四者（大学執行部、内部監査室、監事及び会計監査人）協議会及び会計監査人との個別の打ち合わせにおいて、会計監査人の監査計画、内部監査室の監査計画を聞き、監査結果についてそれぞれより説明を受けた。さらに、税務関係事項については顧問税理士より説明を受けた。

その結果、大学の第六期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、これらの付属明細書、国立大学法人業務実施コスト計算書について、及び決算報告書についての、法第三十五条で準用する独立行政法人法第三十八条第二項に基づく監事の意見は、次のとおりである。

- (1) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当と認めた。
- (2) 財務諸表について、大学の採用する会計処理の原則及び手続きは、国立大学法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は、国立大学法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表は大学の当年度末の財政状態及び当年度の運営状況を適正に示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、大学による予算の区分に従って、当年度の決算の状況を適正に示

しているものと認める。

2. 会計監査に関するその他の報告事項

2. 1 財政基盤の強化策

総額100億円を目標とする一橋大学基金については、昨年引き続き精力的な募金活動が進められている。年度末時点で、目標に対する達成度は約30%となっている。引き続き更なる努力が必要である。

2. 2 内部監査室との連携

内部監査は、大学内部監査要項に従って内部監査室によって実施されている。当年度においても、監査の全件について、実施状況の説明と報告を受けた。

当年度において、内部監査室に3名の専任職員を配置し、事前監査を含め、監査機能を強化していることは、特筆に値する。なお、平成21年6月に実施された平成20年度に係る随意契約の締結状況の妥当性監査は、時宜を得た内容であった。

3. 業務監査

業務監査については、経営協議会および役員会に出席し、関係部局の幹部教職員の協力を得て、面談等による現況把握、重要な決裁書類の閲覧等を通じて実施した。

本年度は、中期計画最終年でもあり、特に第一期中期目標の達成度合いに重点を置いて実施したが、教育・研究・業務運営面何れにおいても満足すべき達成水準にあると認められた。

国立大学法人評価委員会による平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果においても、

- ① 世界水準の社会科学の創造と総合をめざして、大学全体として組織的な研究活動の推進を図っている
- ② 業務運営については、一般職員評価制度を本格的に実施し、評価結果を処遇に反映している
- ③ 大学の長期研究戦略を具体化するために、研究科横断組織である「一橋大学研究機構（仮称）」の設立に向けた取り組みを行っている
- ④ 財務内容については、公募型研究費獲得につながる学内助成制度の充実や、事務局本部と部局の連携による支援体制の強化により、外部資金の獲得に積極的に取り組んでいる

等々により、高い評価を得ている。

かねてより、監査報告において、本学の国際化の一層の推進が全学的に取り組むべき

喫緊の課題であるとの指摘があったが、平成21年5月に「本学の課題と今後の取り組みの方向性」が示され、その中において、「国際化の推進は、現在の本学の最重要課題として位置付けられる」との方針を表明し、6月には、学長が本部長となり、全副学長で構成する国際化推進本部を立ち上げ、第二期中期目標・中期計画（平成22年度から平成27年度まで）において、学長のリーダーシップのもとに、具体的数値目標を掲げて全学的に推進せんとする姿勢を確立したことは高く評価したい。

なお、当年度監査方針により業務監査の対象とした部局は次のとおりである。

- ・ 経済学研究科
- ・ 法学研究科
- ・ 附属図書館
- ・ 総務部
- ・ 財務部

3. 1. 経済学研究科

今中期計画では、高度な研究の推進と教育体制の整備に注力してきた

研究面では平成12年度より稼動している「現代経済リサーチ・ネットワーク・センター」にて、現代的な経済現象や経済問題に素早くかつ柔軟に取り組んできた。加えて平成15-19年度には二つの21世紀COEプログラムによる大型の外部競争資金の導入に成功した。即ち、「現代システムの規範的評価と社会的選択」と「社会科学の統計分析拠点構築」には、経済研究所と協働して多数の教員が参画した。その研究成果は、300本を上回るディスカッションペーパーの執筆や、多数の著書・編著書の刊行により知的資産として残された。21世紀COE委員会においては、最高評価である「設定された目的は十分達成された」と評価されている。

二つのCOEプログラムによって形成された強固な国際的研究・ネットワークを継承し、さらに発展させるため、平成20年2月に現代経済システム研究センターが設立され、平成20年からは、経済研究所と共同で、先のプログラムを引き継ぐグローバルCOEプログラム「社会科学の高度統計・実証拠点構築」が開始されており、さらなる研究・教育成果が結実することを期待したい。

研究成果の発表も、国内外の学会誌・研究誌に活発に行われている。英文ジャーナル「Hitotsubashi Journal of Economics」（1960年創刊）は、年二回発行され、世界67カ国の423研究機関に定期的に送付され、国際的評価も高い。

「現代経済リサーチ・ネットワーク・プログラム」を立ち上げ、共同研究プロジェクトにも積極的に取り組み国内外に開かれた研究・教育体制を構築する一方、国際交流セミナーの開催、海外からの研究者の招致、海外留学生の受け入れを積極的に推進して、当学喫緊の課題である国際化にも十分注力するなど、全学的立場に立った運営は高く評価できる。

教育面では、学部・大学院5年一貫教育システムが導入され、学部入学から5年で修

士課程を修了し、優れた研究成果を挙げることが出来た学生の場合、通例で9年を必要とする博士学位取得期間を1年短縮することが出来ることとなった。

修士専修コースの中に設けられた「専門職業人養成プログラム」により「公共政策」、「統計・ファイナンス」、「地域研究」の高度な知識と能力を備えた専門職業人の養成に努め、金融工学教育センターの活用、国際協力機構（JICA）との連携など、各種工夫を凝らした教育体制の構築を図っていることは高く評価したい。

3. 2 法学研究科

当研究科の今中期計画における最大の課題は新たに設置された法科大学院並びに国際・公共政策大学院を軌道に乗せることであった。

法科大学院は設置後既に第4期生までが卒業しているが、司法試験の合格率は、4回中3回が全国第一位であった。本21年度には、未修受験者の合格率が56.1%と、他の法科大学院に比して突出して高いことは、教育の成果として特筆される。

法科大学院修了者を法曹の世界で活躍せしめることに加えて、後期博士課程に進学して優れた研究者・教育者となる人材を確保することも重要な課題であり、今後の成功の継続に繋がると考えられるが、今回2名の進学者があったことは、喜ばしい。

経済学研究科と連携して設置した国際・公共政策大学院は定員を1学年55名と少数に絞り、新卒者・社会人・留学生をバランスよく選抜している。日本語・英語による講義は共に充実しているが、特に英語による講義の充実は国内のみならず国際社会で公共政策を担える人材、真の政策のプロを育てるための環境を備える上で重要である。全体として順調に運営されていることは評価できる。グローバル・ガバナンスでは英語のみで修士が取れるカリキュラムが組み立てられており、東アジア・東南アジアのキャリア・エリート教育に資するところも大きい。

法学研究科が、ブリティッシュ・カウンシルからの講師を迎えて行ったディベート講義は、国際・公共政策大学院の学生にも履修の機会を開放しており、実践的プロフェッショナル・トレーニングの一環としてよく工夫されている。

研究部門では、21世紀COEプログラムにおいて、競争的研究費を獲得して、ヨーロッパの革新的研究拠点として「衝突と和解」という問題を切り口にした研究体制を整え、内外の研究ネットワークを構築し、研究活動面での新たな分野を創生して、随時その成果を国内外に発信してきたが、特にワークショップ・シンポジウム等の成果をベースにした「正しい戦争という思想」「神の法 vs 人の法・スカーフ論争から見る西欧とイスラームの断層」「衝突と和解のヨーロッパ・ユーロ・グローバリズムの挑戦」などの出版は注目された。

本プログラムを開始するに当たっては、Center for New European Research（ヨーロッパの革新的研究拠点）を立ち上げたが、次に、ヨーロッパ研究の中核的ネットワークとして

① EU Studies Institute in Tokyo (EUSI)が、2008年に、本学と慶応義塾

大学・津田塾大学により設立された。

② EUに関する大学院教育を強化するため、2008年より慶応義塾大学との間で連携事業の推進が図られた。

③ 本学社会学部に、2007年に「平和と和解の研究センター」が設置された等、本拠点が革新的ヨーロッパ研究の最初の5年間のテーマとして掲げた「衝突と和解」について今後も継続して研究する体制がとられており、本拠点形成の目的は十分に達成されたものと評価される。

次世代の研究を担う若手研究者育成は、COE研究員としての雇用、COEフェローとしての海外調査助成、海外の若手研究者の受け入れなどにより努めているが、研究科自身の経費による若手研究者のための出版助成を行って、5年間で5冊の出版の実績を上げている。

総じて教育・研究の両面で適正な運営がなされていると認められる。しかし、法学部・法学研究科・法科大学院共通の将来的問題が一つ提起される。法科大学院が設置された際、法学部・法学研究科の定員が225名から170名に削減されたことに前回の監査報告で懸念を表明した所であるが、今般、法科大学院の定員が削減された。前回懸念したところは、学部学生の教育と、法科大学院での専門教育、修士・博士課程での研究者育成とのバランスに関してであった。今回の定員削減は、法学系教育全般の運営費絶対額の削減となるもので、削減に見合う額をひねり出すことは本研究科独自ではきわめて困難と考えられる。本研究科が多く優れた卒業生を教育者として他大学にも供給し、法曹界にも産業界にも優れた人材を供給している現状及び使命に鑑みて、大学全体としての対応を強く期待したい。

3.3 附属図書館

170万冊に上る図書が集中して配備され、その管理を一手に担っている本学の附属図書館は、教育・情報・文化の拠点として、幅広い機能を付与されており、本学の教育・研究の水準の向上の観点から、果たすべき責任はきわめて重いものがある。

今中期計画における重点目標としては、教育拠点としてその設備を充実させること、情報拠点機能を強化すること、および文化拠点として広く学外にも資する体制を強化することにおいてきた。

教育拠点としての設備充実については、

- ① 平成17年に利用者インターネット端末48台を導入した。経年劣化対策として、目下全学的なIT強化策の一環として、情報基盤センターと共に整備計画を策定中である。
- ② 経済研究所資料室の図書管理システムと統合し、平成22年1月より一体運営を可能とした。
- ③ オンライン・データベースを強化し、平成20年にEconLit（経済学関係）文献索引+ Full Text）と英国議会資料オンライン版を、平成21年にWOS（Web of

Science) (欧文引用文献データベース) を導入した。
などにより、一層の充実が図られた。

情報拠点機能の強化の面では

- ① 平成18年から、HERMES-IR (一橋大学機関リポジトリ) を公開した。これは本学で生産された研究成果の全文を電子的に保存し、発信するインターネット上の集積庫が完成したことを意味する。国立情報学研究所をはじめとする他の機関とも協力して、学術情報の流通を促進する機能を果たしている。
- ② 平成19年度において、遡及入力を専任で行う係を新設し、遡及入力を重点的にやっているが、平成21年度には、国立情報学研究所の次世代学術コンテンツ基盤共同構築事業として、遡及入力事業に採択され、約6万冊を入力した。

文化拠点活動としては、附属図書館保有の文化財資源の展示を行ってきた。

- ① 平成19年度「阿部謹也と歴史学の革新」

平成20年度「福田徳三とその時代」

- ② 常設展示としては日本郵船株式会社社会計帳簿類など

これらにより、情報リテラシー教育支援のための附属図書館設備の充実をはかり、サービス向上のための電子化を推進し独自に開発したデータベースを基盤として、全学横断的な機能を発揮して、全国共同研究に資する努力がなされており、保有する文化財資源は社会的にも十分活用されているということが出来る。

当図書館は、全国的な外国雑誌センター館としての役割を担っている。外国雑誌の価格高騰に鑑みて雑誌購入費を49%を目安に工夫を重ねているが、なお高騰が続いており、全国的な課題となっていることから、全国的な対策にも参画している。

平成20年度においてデータベース導入を強化した成果として、電子的資料費を10%とすることに成功したことは特筆に値する。

組織面では、研究支援課を総務部に、情報推進課を情報統括本部に移管統合することで、大学機能の効率化と、明確化に寄与したといえる。

また、学生の主体的活動と連携して、学内外から、廃棄処分される古書を集め、読書空間兼リユース空間「えん」を設置し、知的資源の再活用を図る試みは環境対策としても興味深い。

今後の課題として、所蔵図書が増加に伴う書庫狭隘化対策が挙げられよう。小平書庫等の長期的使用に関する計画にはそれなりの財政的手当てが必要なことから、全学的な取り組みが急務と思料される。

今年度までの活動については、限られた予算を有効利用し、職員を効率的に活用すると共に、学生との連携を図るなど、創意工夫が図られており、総じて満足すべき運営がなされていると認められる。

3. 4 総務部

第一期中期計画は、総項目数283に及ぶものであったが、総務部は、この推進の事

務取り纏めを担当した。この管理に当たって、早くから機械化による進捗状況取り纏めを進め、進捗フォローアップの効率化を図ることに成功したことは、高く評価される。

中間におけるタイムリーな報告と、項目間のクロスリファーに関しては、システムが存在しなかったならば、膨大なマンパワーを要したことと考えられる。

本学の評価が上位20%に入る成績を上げ得たことについては、本システムの成功が大きく力を発揮したといえよう。

3. 5 財務部

効率化係数が継続して適用される状況の下で、財務部としては一貫して経費削減に努めてきた。

電気料金については、電力供給に入札制を導入し、単価引き下げ、複数年契約による価格変動影響リスクの軽減などの成果を挙げている。

ガス料金については国立キャンパスに存在した3種類の契約を、産業用A契約（平成20年度）・産業季節別契約その1（平成21年度）に取り纏め、工夫を重ねて節減した。

古紙回収について、専用ボックスを61箇所を設置し、啓蒙ポスターにより回収サイクルをPRするなどによって平成20年度の高紙売払収入は前年比101%増の成果を挙げている。

複写機に関して、保守・賃貸借契約から、入札による情報入出力運用支援サービスに変更した。今後3年間にわたり、効果が累積される見込みである。

施設管理の観点から、利用実態を調査・評価し、有効利用を図るべく、各研究科へスペースの再配分を行った。また、全学共同スペース確保のための規定を制定し、マーキュリータワー、東本館などに約7000平米を確保した。

また、財務分析の実施と決算数値の大学経営への反映に努めてきたことは評価できる。

職員のモチベーション向上についても、自己目標管理と教育研修により年々充実を図っている。

依然として厳しい状況の続くことが予想される第2期中期目標期間においても引き続いてリーダーシップを発揮してゆくことを期待したい。

4. その他の項目

4. 1 他大学との連携の状況

- ① 平成13年度にスタートした四大学（本学・東京工業大学・東京医科歯科大学・東京外国語大学）連合活動については複合領域コースの運用改善と深化が年々進んでおり、第二期中期計画において更に連携を強化することとされている。
- ② 多摩地区国立5大学単位互換制度については、履修登録手続きの見直し、派遣・受け入れ手続きを年2回に増やすなど、前向きな改善策をはかり、利用学生の増加を図る努力がされている。
- ③ 慶応義塾大学との共同大学院の設置活動について、平成22年度から両大学院のE

U関係科目について単位互換が開始される。両大学の世界最高水準の知的・人的ネットワークの有効活用によって、特にアジア・太平洋地区におけるEU高度研究ネットワークの創造と育成が期待される。

4. 2 個人情報保護管理状況

一橋大学個人情報保護規則にのっとり、監査を実施した。規定の遵守状況、保護体制何れについても問題は認められなかった。

4. 3 監事による大学におけるコンプライアンス講習

昨年に引き続き、監事兩名による学内全部局会計・総務担当職員を対象とした講習を実施した。当年度におけるテーマは、「大学におけるコンプライアンスについて」として約50名の参加があった。

以 上